福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	占	該当	笛月	近				質問	質問又は意見の内容 回答	In 1/2
No		貝	第1	1	(1)	1	ア (ア)	a 項目名	意見		凹谷
1	設備計画	36	第2	4	11	1	エ	基本条件	質問	電気、給排水等の引込負担金について、第2期展示場及び立体駐車場に関して、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲内であり、PFI事業者にて負担してください。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問及び意見書(第二次)

N	h Al a	7	該当箇層	折							質問	質問又は意見の内容 回答	□ <i>trt</i> *
No	タイトル	頁	第1	1	(1)	1	ア	(ア)	a	項目名	• 意見		凹台
1	サービス対価 内容 SPC開業費用	48		1	(1)						質問	表中におけるサービス対価A-2[サービス対価の算定対象]④にて、『設計・建設期間に必要なその他の金額(建中金利含む)』と記載がありますが、SPC開業に伴う諸経費は、サービス対価A-1費用の様式4-3-2の内訳へ記入することでよろしいでしょうか。 SPCの開業は、最もはやく供用開始する駐車場の供用開始日であると想定しているためです。	費用」へ記入をお願いします。
2	サービス対価 内容 SPC運営費	48		1	(1)						質問	費(SPC開業に伴う諸経費)が発生する予定です。 駐車場供用開始日までのSPC運営費は、サービス対価A-1費用の様式4-3-2の内訳へ記入することでよろしいでしょうか。(駐車場供用開始日からの	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)を修正します。 なお,立体駐車場の初期整備に係る対価(サービス対価A-1)の算定対象である、「設計・建設期間に必要なその他の金額」に、駐車場供用開始日までのSPC運営費は含みます。
3	サービス対価 支払回数 A-1	49		1	(2)	1)	ア	(7)				サービス対価A-1の支払回数は、第1回目の支払 を含めて「元利均等返済で全64回」ではないでしょ うか。 第1回目の支払を2020年6月末日に行うとして、そ の後、2020年9月末日、2020年12月末日のように 第2回支払、第3回支払と続けてゆくと、2036年3 月末日に第64回目の支払を迎えます。	
4	サービス対価 支払回数 A-2	50		1	(2)	1)	イ	(7)			質問	サービス対価A-2の支払回数は、第1回目の支払 を含めて「元利均等返済で全61回」ではないでしょ うか。 第1回目の支払を2021年3月末日に行うとして、そ の後、2021年6月末日、2020年9月末日のように第 2回支払、第3回支払と続けてゆくと、2036年3月 末日に第61回目の支払を迎えます。	

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇	所						質問	質問又は意見の内容 回答	
NO	24100	只	第1	1	(1)	1	ア	(7)	a 項目名	意見		凹台
5	サービス対価 基準金利 LIBOR廃止の 可能性 A-1対価	49		1	(2)	1	ア	(7)		質問	対価の支払金利が確定することになっていますが、LIBORの対象であるホールセールの無担保資金市場における取引が十分でないことから、LIBORの継続性には重大な疑念があるため、貴市、SPC及び金融機関との間で同一の基準金利を	て最も広く採用され,福岡市のPFI事業においても LIBORを採用しております。 今後,LIBORの廃止等がなされた場合は,事業者 と協議のうえ,決定します。
6	サービス対価 基準金利 LIBOR廃止の 可能性 A-2対価	50		1	(2)	1)	1	(7)			対価の支払金利が確定することになっていますが、LIBORの対象であるホールセールの無担保資金市場における取引が十分でないことから、	て最も広く採用され,福岡市のPFI事業においても LIBORを採用しております。 今後,LIBORの廃止等がなされた場合は,事業者 と協議のうえ,決定します。

福岡市第2期展示場等整備事業「官民対話の結果(平成30年4月9日公表)」に関する質問及び意見書(第二次)

No	タイトル	頁	該当箇所					質問	質問又は意見の内容	容 回答
IN	24100	只	第1 1	(1)	(1) T	(7) a	項目名	• 意見	負問又は息見の四谷	
1	H30年度税制改 正 (2018年3月28日 成立,同年4月1日 施行)における、延 払基準特例の廃 止	2	5				No.5 — 4	質問	No.5-4で言及された法案が、2018年3月28日に成立となり、2018年4月1日から施行となりました。この【長期割賦販売等に関わる延払基準の廃止】による収益認識によって、SPCにサービス対価受領に先行して仮受消費税が発生することで、2018年2月26日公告時に想定されていたSPCの納税スケジュールが前倒しになる事態となり、資金借入れに伴う利息負担が増えてしまいます。そのため、①入札日迄の期間(事業者の入札手続きに影響を及ぼさない時期)における予定価格の変更、②落札者決定日から事業契約締結日又は締結後(金融機関からの借り入れ計画に影響を及	正前の所得税法等及び地方税法等に基づいて行うようお願いします。②、③については、支払方法につきましては、事業者と協議の上、決定するものとしますが、「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)」に基づき改正された消費税法の影響により利息負担が発生した場合は、原則事業契約書(案)別紙7の②に該当するものと考えており、事業契約書(案)第74条に基づきサービス対価を変更します。